

兵庫県犯罪被害者等見舞金制度のご案内

兵庫県では、殺人や傷害など故意の犯罪行為により被害に遭われた方やご遺族に対し、被害後に直面する経済的な負担を軽減することを目的として、見舞金制度を創設しました。

対象となる犯罪被害

令和6年4月1日以降に日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による死亡又は重傷病

見舞金の種類

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、兵庫県内に住所を有するご遺族又は被害者の方に下記の見舞金を支給します。

【遺族見舞金(30万円)】

兵庫県内在住の第1順位のご遺族(以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい方)に支給します。

- (1) ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- (3) (2)に該当しない犯罪被害者の
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

【重傷病見舞金(10万円)】

犯罪行為により、治療に要する期間が1か月以上と医師に診断される負傷又は疾病(精神疾患を含む)を負った兵庫県内在住の犯罪被害者本人に支給します。

【転居見舞金(10万円)】 (令和8年度より新設)

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になり、転居が必要と認められる兵庫県内在住の犯罪被害者本人(又は第1順位のご遺族)に支給します。

※ 性犯罪(刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪。未遂を含む)による被害を含めた、令和8年4月1日以降の犯罪被害が対象です。

※ 遺族見舞金・重傷病見舞金との併給が可能です。

留意点

以下に該当する場合、見舞金が支給されないことがあります。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位のご遺族と加害者との間に親族関係があったとき
※犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合、又は当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く
- (2) 犯罪被害者又は第1順位のご遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は第1順位のご遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき
- (3) 犯罪被害者又は第1順位のご遺族が、暴力団又は暴力団員並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であったとき
- (4) 犯罪被害者又は第1順位のご遺族が、他の都道府県から当該見舞金と同種の支給を受けているとき
- (5) 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われるとき

申請方法等

●申請方法

記載内容以外にも様々な要件がありますので、まずは下記の申請窓口までお問い合わせください。

●申請期限

遺族・重傷病見舞金は、当該犯罪被害を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。転居見舞金は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したときは、申請することができません。

制度の問合せ先・申請窓口

兵庫県県民生活部 特殊詐欺対策・くらし安全課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1



兵庫県
Hyogo Prefecture

電話:078(362)3173 午前8時45分から午後5時30分まで(土日・祝日及び年末年始を除く)

メール:kurashianzen@pref.hyogo.lg.jp

県の見舞金とは別に、県内市町でも見舞金制度が設けられています。市町が実施している見舞金の詳細はお住まいの市町にお問い合わせください。

県の見舞金は、県内市町の見舞金の支給を受けている場合も支給可能です。